

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律要綱

一 地方交付税の総額の特例等

- (一) 平成二十五年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一兆八千九百億円、平成二十五年度における法定加算額七千七百三十一億円及び臨時財政対策のための特例加算額三兆六千四十五億三千百七十五万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額千億円、同特別会計借入金利子支払額千七百四十六億円及び平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二十五年度から平成三十八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八百二十七億三千六百五十万円を控除した額とすること。
- (二) 平成二十六年度から平成四十年度までの各年度における地方交付税の総額について、百七十二億円を加算すること。
- (三) 財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付

税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設けること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 平成二十五年度及び平成二十六年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けること。
- (二) 平成二十五年度における措置として「地域の元気づくり推進費」を設けること。
- (三) 地方公務員の給与に要する経費の財源について、平成二十五年一月二十四日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を踏まえて措置すること。
- (四) 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、児童虐待防止、自殺予防等に要する経費の財源を措置すること。
- (五) 特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (六) 住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。

(七) 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置すること。

(八) その他制度の改正に伴つて必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

費の財源を措置すること。

(九) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 基準財政収入額の算定方法の特例

平成二十五年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

四 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例

平成二十五年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

五 震災復興特別交付税に関する特例

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、平成二十五年度分の地方交付税の総額に六千五十三億二百四十二万二千円を加算すること。

(二) 平成二十五年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(三) 平成二十五年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(四) 平成二十五年度及び平成二十六年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。

(五) 平成二十五年度及び平成二十六年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けること。

六 その他所要の改正